

■横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則 新旧対照表

現 行	改正案
<p>横浜市墓地及び<u>霊堂</u>に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、横浜市墓地及び<u>霊堂</u>に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用許可申請) 第2条 条例第4条第1項の規定により墓地及び<u>霊堂</u>(式場を除く。以下「墳墓地等」という。)の使用許可を受けようとする者は、<u>墓地霊堂使用許可申請書</u>(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 住所を証する書類 (2) 祭しを主宰することを証する書類(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。) 2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地の使用許可を受けようとする者は、前項の申請書に、国籍を証する書類を添付して、提出しなければならない。 3 条例第4条第1項の規定により式場の使用許可を受けようとする者は、住所を証する書類を提示し、<u>霊堂式場使用許可申請書</u>(第2号様式)を提出しなければならない。 4 墳墓地等の使用は、1人につき1箇所とする。 5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。 (使用許可証及び使用不許可通知書) 第3条 条例第4条第4項に規定する使用許可証は、墳墓地等については<u>墓地霊堂使用許可証</u>(第3号様式。以下「使用許可証」という。)とし、式場については<u>霊堂式場使用許可証</u>(第4号様式)とする。 2 条例第4条第4項に規定する使用不許可通知書は、<u>霊堂式場使用不許可通知書</u>(第4号様式の2)とする。 (使用許可期間) 第4条 墳墓地等の使用許可期間は、次のとおりとする。 (1) 墳墓地 永年 (2) 壁面式納骨施設 10年間 (3) 合葬式納骨施設 <u>永年</u> (4) 芝生型納骨施設 30年間又は永年 (5) 合葬式樹木型納骨施設 永年 (6) 合葬式慰霊碑型納骨施設 30年間 (7) 家族納骨壇 5年間又は10年間 (8) 焼骨短期保管施設 1年間 2 前項第2号、第4号、<u>第6号、第7号及び第8号</u>に掲げる施設(使用許可期間が永年の場合を除く。)については、使用許可期間を更新することができる。</p>	<p>横浜市墓地及び<u>納骨堂</u>に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、横浜市墓地及び<u>納骨堂</u>に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用許可申請) 第2条 条例第4条第1項の規定により墓地及び<u>納骨堂</u>(式場及び<u>駐車場</u>を除く。以下「墳墓地等」という。)の使用許可を受けようとする者は、<u>墓地納骨堂使用許可申請書</u>(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 住所を証する書類 (2) 祭しを主宰することを証する書類(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。) 2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地の使用許可を受けようとする者は、前項の申請書に、国籍を証する書類を添付して、提出しなければならない。 3 条例第4条第1項の規定により式場の使用許可を受けようとする者は、住所を証する書類を提示し、<u>式場使用許可申請書</u>(第2号様式)を提出しなければならない。 4 墳墓地等の使用は、1人につき1箇所とする。 5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。 (使用許可証及び使用不許可通知書) 第3条 条例第4条第4項に規定する使用許可証は、墳墓地等については<u>墓地納骨堂使用許可証</u>(第3号様式。以下「使用許可証」という。)とし、式場については<u>式場使用許可証</u>(第4号様式)とする。 2 条例第4条第4項に規定する使用不許可通知書は、<u>式場使用不許可通知書</u>(第4号様式の2)とする。 (使用許可期間) 第4条 墳墓地等の使用許可期間は、次のとおりとする。 (1) 墳墓地 永年 (2) 壁面式納骨施設 10年間 (3) 合葬式納骨施設 ア <u>日野公園墓地</u> 永年 イ <u>日野こもれば納骨堂</u> 60年間 (4) 芝生型納骨施設 30年間又は永年 (5) 合葬式樹木型納骨施設 永年 (6) 合葬式慰霊碑型納骨施設 30年間 (7) 家族納骨壇 5年間又は10年間 (8) 焼骨短期保管施設 1年間 (9) <u>自動搬送式納骨施設</u> 30年間 2 前項第2号、第4号及び<u>第6号から第9号まで</u>に掲げる施設(使用許可期間が永年の場合を除く。)については、使用許可期間を更新することができる。</p>

現 行	改正案
<p>3 式場は、引き続き3日以上使用することができない。 （使用許可期間の更新）</p> <p>第5条 前条第2項の規定により使用許可期間を更新しようとする者は、使用許可期間の満了日の前1箇月以内に手続を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により手続を行う場合は、第2条第1項の<u>墓地霊堂使用許可申請書</u>に使用許可証及び住所を証する書類を添えて、提出しなければならない。 （領収書）</p> <p>第5条の2 金銭登録機により使用料（条例第5条第1項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。）、管理料（<u>メモリアルグリーン</u>に係る管理料を除く。）又は手数料を領収したときは、領収書（第4号様式の3）を納付者に交付する。</p> <p>（管理料の納付方法）</p> <p>第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により、又は管理事務所の窓口において納付しなければならない。</p> <p>2 芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>3 合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設に係る管理料は、前納とする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する規則で定める場合は、使用料の免除にあつては第1号又は第3号に掲げる場合とし、管理料の免除にあつては第2号又は第3号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項の規定による市長の許可（壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用の許可に限る。）を受けた者又は条例第9条の規定により使用权（壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用权に限る。）を承継した者が、使用料の免除を申請する際現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合</p> <p>(2) 条例第4条第1項の規定による市長の許可（久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る使用の許可に限る。）を受けた者又は条例第9条の規定により使用权（久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る使用权に限る。）を承継した者が、管理料の免除を申請する際現に生活保護法による保護を受けている場合</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>2 前項第1号又は第2号の場合における使用料又は管理料の減免額は、使用料又は当該年度分の管理料の2分の1とする。</p> <p>3 第1項第3号の場合における使用料又は管理料の減免額は、その都度市長が定める。</p> <p>4 条例第6条の規定により使用料又は管理料の免除を受けようとする者は、／使用料／管理料／減免申請書（第5号様式）に使用料又は管理料の免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 式場は、引き続き3日以上使用することができない。 （使用許可期間の更新）</p> <p>第5条 前条第2項の規定により使用許可期間を更新しようとする者は、使用許可期間の満了日の前1箇月以内に手続を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により手続を行う場合は、第2条第1項の<u>墓地納骨堂使用許可申請書</u>に使用許可証及び住所を証する書類を添えて、提出しなければならない。 （領収書）</p> <p>第5条の2 金銭登録機により使用料（条例第5条第1項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。）、管理料（<u>条例別表第4に掲げる墓地及び納骨堂</u>に係る管理料を除く。）又は手数料を領収したときは、領収書（第4号様式の3）を納付者に交付する。</p> <p>（管理料の納付方法）</p> <p>第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により、又は管理事務所の窓口において納付しなければならない。</p> <p>2 芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設、<u>自動搬送式納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設</u>に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>3 合葬式樹木型納骨施設、<u>合葬式慰霊碑型納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設</u>に係る管理料は、前納とする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第6条 現行のとおり</p>

現 行	改正案
<p>5 市長は、前項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、／使用料／管理料／減免／承認／不承認／決定通知書（第6号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>（使用料等の返還）</p> <p>第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、使用料の返還にあつては次に掲げる場合とし、管理料の返還にあつては第4号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者（条例第4条第1項の規定による市長の許可を受けた者又は条例第9条の規定により使用権を承継した者をいう。以下同じ。）が、使用許可期間内に使用を廃止したとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用許可を受けた壁面式納骨施設、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は式場を使用することができなくなったとき。</p> <p>(3) 芝生型納骨施設の使用者が、使用許可を受けた日から5年以内に使用を廃止したとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項第1号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の額を使用許可期間の年数をもって除して得た額に、使用を廃止した日（この場合において、使用した期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。）以後の使用許可期間を乗じて得た額の2分の1とする。</p> <p>3 第1項第2号の場合における使用料の返還額は、その都度市長が定める。</p> <p>4 第1項第3号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の2分の1とする。</p> <p>5 第1項第4号の場合における使用料又は管理料の返還額は、その都度市長が定める。</p> <p>（使用料等の返還手続）</p> <p>第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、／使用料／管理料／返還申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、使用料又は管理料の返還に必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、／使用料／管理料／返還／承認／不承認／決定通知書（第8号様式）により申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 前項の通知を受けた者は、／使用料／管理料／返還請求書（第9号様式）により、速やかに市長に使用料又は管理料の返還を請求するものとする。</p> <p>（墳墓地等の移転）</p> <p>第9条 市長は、条例第8条第1項の規定により墳墓地等の移転を命ずる場合は、使用者に対しあらかじめ通知するものとする。この場合において、市長は、他の墳墓地等を供し、相当と認める移転料を補償するものとする。</p> <p>（使用権の承継）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により使用権を承継しようとする者は、<u>墓地霊堂／使用権承継許可／使用許可証書換え／使用許可証再交付申請書</u>（第10号様式）に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原因を証する書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>（使用料等の返還）</p> <p>第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、使用料の返還にあつては次に掲げる場合とし、管理料の返還にあつては第4号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者（条例第4条第1項の規定による市長の許可を受けた者又は条例第9条の規定により使用権を承継した者をいう。以下同じ。）が、使用許可期間内に使用を廃止したとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用許可を受けた壁面式納骨施設、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は式場を使用することができなくなったとき。</p> <p>(3) 芝生型納骨施設又は<u>自動搬送式納骨施設</u>の使用者が、使用許可を受けた日から5年以内に使用を廃止したとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項第1号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の額を使用許可期間の年数をもって除して得た額に、使用を廃止した日（この場合において、使用した期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。）以後の使用許可期間を乗じて得た額の2分の1とする。</p> <p>3 第1項第2号の場合における使用料の返還額は、その都度市長が定める。</p> <p>4 第1項第3号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の2分の1とする。</p> <p>5 第1項第4号の場合における使用料又は管理料の返還額は、その都度市長が定める。</p> <p>（使用料等の返還手続）</p> <p>第8条 現行のとおり</p> <p>（墳墓地等の移転）</p> <p>第9条 現行のとおり</p> <p>（使用権の承継）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により使用権を承継しようとする者は、<u>墓地納骨堂／使用権承継許可／使用許可証書換え／使用許可証再交付申請書</u>（第10号様式）に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原因を証する書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。</p>

現 行	改正案
<p>(使用許可証の書換え等)</p> <p>第11条 条例第11条第1項の規定により使用許可証の書換えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は、前条の申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(焼骨の引取り)</p> <p>第12条 条例第14条第1項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1箇月以内に<u>墓地霊堂返還届出書</u>(第11号様式)に使用許可証を添えて提出し、市長が特別の事情があると認める場合を除いては、焼骨を引き取らなければならない。</p> <p>(焼骨に対する措置等)</p> <p>第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設(使用許可期間が30年間の場合に限る。)、家族納骨壇又は<u>焼骨短期保管施設</u>の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。</p> <p>2 前項の規定により改葬された焼骨は、使用者に返還しない。</p> <p>3 前条に規定する期間が経過した後、第1項の規定による改葬が行われる前に焼骨を引き取ろうとする者は、当該焼骨の保管に係る費用として1体につき1,000円を納付しなければならない。</p> <p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。</p> <p>5 前項の規定により合同埋蔵された焼骨は、使用者に返還しない。</p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第14条 使用者は、施設を清潔にし、他に危険又は迷惑を及ぼしてはならない。</p> <p>2 使用者は、その使用について職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(使用面積等)</p> <p>第15条 墳墓地の使用面積は、20平方メートル以内とする。</p> <p>2 墳墓地の増加使用は、市長が埋葬又は埋蔵の余地がないと認め、かつ、従前から使用している墳墓地と1区画をなすことができる場合に限り、前項に規定する面積の範囲内において許可する。</p> <p>(工作物等の設置)</p> <p>第16条 墳墓地の使用者は、困障その他これに類する設備によって、使用する墳墓地の区画を明らかにしなければならない。</p> <p>2 芝生型納骨施設の使用者は、市長があらかじめ設置した墓標に故人の氏名等を表示した金属板等を設置することによって、使用する芝生型納骨施設を明らかにしなければならない。</p> <p>3 墳墓地、壁面式納骨施設又は芝生型納骨施設の使用者は、工作物その他の設備の建設、改</p>	<p>(使用許可証の書換え等)</p> <p>第11条 現行のとおり</p> <p>(焼骨の引取り)</p> <p>第12条 条例第14条第1項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1箇月以内に<u>墓地納骨堂返還届出書</u>(第11号様式)に使用許可証を添えて提出し、市長が特別の事情があると認める場合を除いては、焼骨を引き取らなければならない。</p> <p>(焼骨に対する措置等)</p> <p>第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設(使用許可期間が30年間の場合に限る。)、家族納骨壇、<u>焼骨短期保管施設又は自動搬送式納骨施設</u>の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。</p> <p>2 前項の規定により改葬された焼骨は、使用者に返還しない。</p> <p>3 前条に規定する期間が経過した後、第1項の規定による改葬が行われる前に焼骨を引き取ろうとする者は、当該焼骨の保管に係る費用として1体につき1,000円を納付しなければならない。</p> <p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設又は<u>日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設</u>の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。</p> <p>5 前項の規定により合同埋蔵された焼骨は、使用者に返還しない。</p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第14条 現行のとおり</p> <p>(使用面積等)</p> <p>第15条 現行のとおり</p> <p>(工作物等の設置)</p> <p>第16条 現行のとおり</p>

現 行	改正案
<p>修、撤去又は移転をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行届出書（第12号様式）に設計書及び図面を添えて提出し、工事終了後に市長の確認を受けなければならない。</p> <p>（工作物等の制限）</p> <p>第17条 墳墓地に設置する工作物その他の設備は、次の各号に掲げる制限を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>（1）墓碑又はこれに類する設備は、高さ（地盤面から設備の最高部までをいう。以下同じ。）3メートル以下とする。</p> <p>（2）盛土設備は、高さ 0.7メートル以下とする。</p> <p>（3）周囲設備は、高さ 1.5メートル以下とする。</p> <p>2 壁面式納骨施設に工作物を設置する場合は、市長が定める大きさの範囲内で、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。</p> <p>3 芝生型納骨施設に金属板等を設置する場合は、市長が定める大きさ及び方法に従い、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。</p> <p>（埋葬等の届出）</p> <p>第18条 墳墓地等の使用者は、埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ<u>墓地霊堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書</u>（第13号様式）に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>（メモリアルグリーンの休園日等）</p> <p>第18条の2 メモリアルグリーンの休園日は、1月1日及び12月31日とする。</p> <p>2 メモリアルグリーンの開園時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、4月1日から9月30日までにあつては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休園日に開園し、若しくは休園日以外の日に臨時に休園し、又は開園時間を変更することができる。</p> <p>（久保山霊堂の休館日等）</p> <p>第19条 久保山霊堂の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2）1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</p> <p>2 久保山霊堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、式場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に臨時に休館し、又は開館時間若しくは式場の利用時間を変更することができる。</p>	<p>（工作物等の制限）</p> <p>第17条 墳墓地に設置する工作物その他の設備は、次の各号に掲げる制限を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>（1）墓碑又はこれに類する設備は、高さ（地盤面から設備の最高部までをいう。以下同じ。）3メートル以下とする。</p> <p>（2）盛土設備は、高さ 0.7メートル以下とする。</p> <p>（3）周囲設備は、高さ 1.5メートル以下とする。</p> <p>2 壁面式納骨施設に工作物を設置する場合は、市長が定める大きさの範囲内で、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。</p> <p>3 芝生型納骨施設<u>又は自動搬送式納骨施設</u>に金属板等を設置する場合は、市長が定める大きさ及び方法に従い、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。</p> <p>（埋葬等の届出）</p> <p>第18条 墳墓地等の使用者は、埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ<u>墓地納骨堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書</u>（第13号様式）に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>（メモリアルグリーンの休園日等）</p> <p>第18条の2 現行のとおり</p> <p>（久保山霊堂の休館日等）</p> <p>第19条 久保山霊堂の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（<u>次条において「休日」という。</u>）</p> <p>（2）1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</p> <p>2 久保山霊堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、式場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に臨時に休館し、又は開館時間若しくは式場の利用時間を変更することができる。</p> <p>（日野こもれば納骨堂の休館日等）</p> <p><u>第19条の2 日野こもれば納骨堂の休館日は、毎月第1月曜日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。</u></p> <p><u>2 日野こもれば納骨堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、</u></p>

現 行	改正案
<p>(行為の許可申請手続)</p> <p>第20条 条例第18条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は<u>墓地霊堂内行為許可申請書</u>(第14号様式)を、同条第2項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は<u>墓地霊堂内行為許可事項変更許可申請書</u>(第15号様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類</p> <p>(2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書</p> <p>(3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所並びに現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類</p> <p>(4) 前3号以外の行為をしようとする場合には、市長の指示する書類</p> <p>(5) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更に係る書類</p> <p>3 条例第18条第2項ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更</p> <p>(2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第21条 市長は、条例第19条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。</p> <p>(指定申請書の提出等)</p> <p>第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、条例第19条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書</p> <p>(4) <u>メモリアルグリーン</u>の管理に関する業務の収支予算書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p><u>若しくは休館日以外の日に臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(行為の許可申請手続)</p> <p>第20条 条例第18条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は<u>墓地納骨堂内行為許可申請書</u>(第14号様式)を、同条第2項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は<u>墓地納骨堂内行為許可事項変更許可申請書</u>(第15号様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類</p> <p>(2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書</p> <p>(3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所並びに現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類</p> <p>(4) 前3号以外の行為をしようとする場合には、市長の指示する書類</p> <p>(5) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更に係る書類</p> <p>3 条例第18条第2項ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更</p> <p>(2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第21条 現行のとおり</p> <p>(指定申請書の提出等)</p> <p>第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、条例第19条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書</p> <p>(4) <u>条例別表第4に掲げる墓地又は納骨堂</u>の管理に関する業務の収支予算書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第22条の2 条例第21条の2第4項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。</u></p>

現 行	改正案
<p>(委任) 第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。</p>	<p>(1) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が利用する場合 利用料金の半額</u> (2) <u>市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額</u> 2. <u>前項各号に掲げる免除する利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u> (委任) 第23条 現行のとおり</p>

第1号様式(第2条第1項)

墓地霊堂使用許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は霊堂を使用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設名								
使用目的								
使用施設	1 墳墓地	2 壁面式合葬式納骨施設	3 芝生型合葬式納骨施設	4 樹木型慰霊碑型納骨施設	5 合葬式合葬式納骨施設	6 合葬式合葬式納骨施設	7 家族焼骨短期納骨施設	8 家族焼骨短期納骨施設
使用場所								
使用期間	永年 年間 年 月 日から 年 月 日まで							
使用料	円							
管理料	円							
添付書類								

(注意)

使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第1号様式(第2条第1項)

墓地納骨堂使用許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は納骨堂を使用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設名								
使用目的								
使用施設								
使用場所								
使用期間	永年 年間 年 月 日から 年 月 日まで							
使用料	円							
管理料	円							
添付書類								

(A4)

第2号様式(第2条第3項)

霊堂式場使用許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

式場を使用したいので、次のとおり申請します。

施 設 名				
使用目的	1 通 夜	2 告 別 式	3 法 事	4 そ の 他
使用式場	1 大 式 場		1 小 式 場	
使用日時	年 月 日	午前・午後	時から	時間
	年 月 日	午前・午後	時まで	
使用料	(内訳)	円×	時間	円
添付書類				

(注意)

使用目的の欄及び使用式場の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。
(A4)

第2号様式(第2条第3項)

式場使用許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

式場を使用したいので、次のとおり申請します。

施 設 名				
使用目的	1 通 夜	2 告 別 式	3 法 事	4 そ の 他
使用式場	1 大 式 場		1 小 式 場	
使用日時	年 月 日	午前・午後	時から	時間
	年 月 日	午前・午後	時まで	
使用料	(内訳)	円×	時間	円
添付書類				

(注意)

使用目的の欄及び使用式場の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。
(A4)

第3号様式(第3条第1項)

(表)

第 号
年 月 日

墓地霊堂使用許可証

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました墓地又は霊堂の使用については、次のとおり許可します。

施設名	
使用目的	
使用施設	
使用場所	
使用許可期間	
使用料	円
管理料	円
条件	

(A4)

第3号様式(第3条第1項)

(表)

第 号
年 月 日

墓地納骨堂使用許可証

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました墓地又は納骨堂の使用については、次のとおり許可します。

施設名	
使用目的	
使用施設	
使用場所	
使用許可期間	
使用料	円
管理料	円
条件	

(A4)

(裏)

注 意 事 項

- 1 使用者が死亡した場合は、使用権を承継しようとする方は、管理事務所に届け出てください。
- 2 氏名又は住所を変更したときは、管理事務所に届け出てください。
- 3 墳墓地及び芝生型納骨施設の墓碑等工作物の設置については、制限等がありますので、事前に管理事務所に届け出てください。
- 4 埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、管理事務所に埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を提出するとともに、この許可証を提示し、下記の表に記入を受けてください。
- 5 墓地等は、清潔にし、修理及び手入れをし、他に危険又は迷惑を及ぼさないようにしてください。また、墳墓地は、緑石やさく等を設け、区画を明らかにしてください。
- 6 使用権の承継者がいないと認められるときや、使用者の住所が不明で、親族又は縁故者がいないと認められるときは、使用権が消滅します。
- 7 使用許可を受けた場所を他人に使用させたとき、管理料を5年間納付しなかったとき又は使用許可後1年以内に使用しないときなど、条例又は規則に違反したときは、使用権を取り消すことがあります。
- 8 この許可証は、大切に保管してください。紛失又はき損した場合は、再交付の手続きをとってください。
- 9 この許可証を提出すればどなたでも焼骨を引き取ることができます。ただし、これにより使用者に損害が生じて市では責任を負いませんのでご注意ください。

埋葬、埋蔵又は収蔵及び改葬に関する事項

死亡者氏名	埋葬・埋蔵・ 収蔵の区別	埋葬・埋蔵・ 収蔵年月日	使用者との 続 柄	改葬年月日	確認欄

(注意)

この表は、事務所で記入しますので、使用者は記入しないでください。

(裏)

埋葬、埋蔵又は収蔵及び改葬に関する事項

死亡者氏名	埋葬・埋蔵・ 収蔵の区別	埋葬・埋蔵・ 収蔵年月日	使用者との 続 柄	改葬年月日	確認欄

(注意) この表は、事務所で記入しますので、記入しないでください。

第4号様式(第3条第1項)

第 号
年 月 日

霊堂式場使用許可証

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました式場の使用については、次のとおり許可します。

施設名				
使用目的	1 通夜	2 告別式	3 法事	4 その他
使用式場	1 大式場		1 小式場	
使用許可日時	年 月 日	午前・午後	時から	時間
	年 月 日	午前・午後	時まで	
使用料	(内訳)	円×	時間	円
条件				

(A4)

第4号様式(第3条第1項)

第 号
年 月 日

式場使用許可証

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました式場の使用については、次のとおり許可します。

施設名				
使用目的	1 通夜	2 告別式	3 法事	4 その他
使用式場	1 大式場		1 小式場	
使用許可日時	年 月 日	午前・午後	時から	時間
	年 月 日	午前・午後	時まで	
使用料	(内訳)	円×	時間	円
条件				

(A4)

第4号様式の2(第3条第2項)

第 号
年 月 日

霊堂式場使用不許可通知書

様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました式場の使用については、次の理由により許可
しませんので、通知します。

使用予定年月日	年 月 日
施 設 名	
不 許 可 の 理 由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第4号様式の2(第3条第2項)

第 号
年 月 日

式場使用不許可通知書

様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました式場の使用については、次の理由により許可
しませんので、通知します。

使用予定年月日	年 月 日
施 設 名	
不 許 可 の 理 由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第4号様式の3(第5条の2)

領 収 書

横浜市現金出納員

横浜市健康福祉局環境施設課長

次の金額を領収しました。

日付

番号 金額 区分

(備考)

この様式は、金銭登録機によるものである。

第4号様式の3(第5条の2) 現行のとおり

第5号様式(第6条第4項)

使用料
管理料 減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者

ふりがな
氏 名
電 話 ()

〔法人の場合は、名称・代表者
の氏名〕

墓地又は霊堂の 使用料
管理料 の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請しま
す。

施 設 名		
使 用 施 設		
使 用 場 所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円
減免を受けよう とする事由		

(A4)

第5号様式(第6条第4項)

使用料
管理料 減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者

ふりがな
氏 名
電 話 ()

〔法人の場合は、名称・代表者
の氏名〕

墓地又は納骨堂の 使用料
管理料 の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し
ます。

施 設 名		
使 用 施 設		
使 用 場 所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円
減免を受けよう とする事由		

(A4)

第6号様式(第6条第5項)

第 号
年 月 日

使用料 減免 承認 決定通知書
管理料 不承認

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長



年 月 日に申請のありました墓地又は霊堂の 使用料 管理料 の減免について

では、次のとおり 承認する 承認しない ことに決定しましたので、通知します。

施設名		
使用施設		
使用場所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円

(A4)

第6号様式(第6条第5項)

第 号
年 月 日

使用料 減免 承認 決定通知書
管理料 不承認

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長



年 月 日に申請のありました墓地又は納骨堂の 使用料 管理料 の減免について

では、次のとおり 承認する 承認しない ことに決定しましたので、通知します。

施設名		
使用施設		
使用場所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円

(A4)

第7号様式(第8条第1項)

使用料
管理料 返還申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

墓地又は霊堂の使用料管理料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

施設名					
使用施設	1 墳 墓 地	2 壁 面 式 納 骨 施 設	3 芝 生 型 納 骨 施 設	4 家 族 納 骨 壇	5
使用場所					
使用許可期間	永 年 間 年 月 日 から 年 月 日まで				
使用期間	年 間 年 月 日 から 年 月 日まで				
返還を受けようとする事由					

(注意)

- 1 使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。
- 2 使用期間の欄は、期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算し、記入してください。

(A4)

第7号様式(第8条第1項)

使用料
管理料 返還申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

墓地又は納骨堂の使用料管理料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

施設名					
使用施設					
使用場所					
使用許可期間	永 年 間 年 月 日 から 年 月 日まで				
使用期間	年 間 年 月 日 から 年 月 日まで				
返還を受けようとする事由					

(注意) 使用期間の欄は、期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算し、記入してください。

(A4)

第8号様式(第8条第3項)

第 号
年 月 日

使用料 返 還 承 認 決 定 通 知 書
管理料 返 還 不 承 認

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました墓地又は霊堂の使用料管理料の返還については、次のとおり返還することに決定しましたので、通知します。

施 設 名	
使 用 施 設	
使 用 場 所	
返 還 決 定 額	円
内 訳	
返還する事由又は返還しない事由	

(注意)

使用料 返還の承認を受けた場合は、別紙 使用料 返還請求書により、速やかに市長管理料 管理料 に請求してください。

(A4)

第8号様式(第8条第3項)

第 号
年 月 日

使用料 返 還 承 認 決 定 通 知 書
管理料 返 還 不 承 認

様

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました墓地又は納骨堂の使用料管理料の返還については、次のとおり返還することに決定しましたので、通知します。

施 設 名	
使 用 施 設	
使 用 場 所	
返 還 決 定 額	円
内 訳	
返還する事由又は返還しない事由	

(注意)

使用料 返還の承認を受けた場合は、別紙 使用料 返還請求書により、速やかに市長管理料 管理料 に請求してください。

(A4)

第9号様式(第8条第4項)

使用料
管理料 返還請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市長

住 所
請求者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

墓地又は霊堂の使用料
管理料の返還を、次のとおり請求します。

請 求 額						円
振込先金融機関	銀行		支店	普通 当座	口座番号	
施 設 名						
使用施設	1 墳 墓 地	2 壁 面 式 納 骨 施 設	3 芝 生 型 納 骨 施 設	4 家 族 納 骨 壇	5	
使用場所						
使用許可期間	永 年 年間	年 月 日から	年 月 日まで			
使用期間	年間	年 月 日から	年 月 日まで			

(注意)

- 1 使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。
- 2 使用期間の欄は、期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算し、記入してください。

(A4)

第9号様式(第8条第4項)

使用料
管理料 返還請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市長

住 所
請求者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

墓地又は納骨堂の使用料
管理料の返還を、次のとおり請求します。

請 求 額						円
振込先金融機関	銀行		支店	普通 当座	口座番号	
施 設 名						
使用施設						
使用場所						
使用許可期間	永 年 年間	年 月 日から	年 月 日まで			
使用期間	年間	年 月 日から	年 月 日まで			

(注意) 使用期間の欄は、期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算し、記入してください。

(A4)

第10号様式(第10条)

使用権承継許可
墓地霊堂 使用許可証書換え 申請書
使用許可証再交付

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

使用権承継許可
墓地又は霊堂の 使用許可証書換え を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて
使用許可証再交付
申請します。

施 設 名								
使用施設	1 墳墓地	2 壁面式合葬式	3 芝生型合葬式	4 樹木型合葬式	5 樹木型合葬式	6 樹木型合葬式	7 樹木型合葬式	8 家族焼骨短期
	納骨施設	納骨施設	納骨施設	納骨施設	納骨施設	納骨施設	納骨施設	納骨 埋保管施設
使用場所								
使用許可期間	永 年 年間 年 月 日から 年 月 日まで							
事 由	1 承 継	2 氏名変更	3 住所変更	4 紛 失	5 き 損			
内 容								

(注意)
使用施設の欄及び事由の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第10号様式(第10条)

使用権承継許可
墓地納骨堂 使用許可証書換え 申請書
使用許可証再交付

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

使用権承継許可
墓地又は納骨堂の 使用許可証書換え を受けたいので、次のとおり関係書類を添え
使用許可証再交付
て申請します。

施 設 名					
使用施設					
使用場所					
使用許可期間	永 年 年間 年 月 日から 年 月 日まで				
事 由	1 承 継	2 氏名変更	3 住所変更	4 紛 失	5 き 損
内 容					

(注意)
事由の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第11号様式(第12条)

墓地霊堂返還届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は霊堂を返還したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施設名								
使用施設	1 墳 墓 地	2 壁 面 式 合 葬 式	3 芝 生 型 合 葬 式	4 樹 木 型 慰 霊 碑 型	5 樹 木 型 慰 霊 碑 型	6 樹 木 型 慰 霊 碑 型	7 家 族 焼 骨 短 期	8 納 骨 施 設
使用場所								
使用許可期間	永年 年間 年 月 日から 年 月 日まで							
返還事由								

(注意)

使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第11号様式(第12条)

墓地納骨堂返還届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は納骨堂を返還したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施設名								
使用施設								
使用場所								
使用許可期間	永年 年間 年 月 日から 年 月 日まで							
返還事由								

(A4)

第12号様式(第16条第3項)

墓 地 内 工 事 施 行 届 出 書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地内において 工事を施行したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施 設 名			
使用施設	1 墳 墓 地	2 壁面式納骨施設	3 芝生型納骨施設
使用場所			
工事着工 年 月 日			
工事しゅん 工 年 月 日			
工事施行 者の住所 及び氏名			
その他の 事 項			

(注意)

使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第12号様式（第16条第3項） 現行のとおり

第13号様式(第18条)

墓地霊堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は霊堂に埋葬・埋蔵・収蔵・改葬したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施設名								
使用施設	1 墳墓地	2 壁面式合葬式	3 芝生型合葬式	4 樹木型合葬式	5 慰霊碑型	6 樹木型慰霊碑型	7 家族焼骨短期	8 納骨施設
使用場所								
使用者名								
埋葬・埋蔵・収蔵・改葬に係る死亡者名								
改葬場所								
添付書類								

(注意)

- 1 埋葬・埋蔵・収蔵・改葬のうち、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 使用施設の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

(A4)

第13号様式(第18条)

墓地納骨堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地又は納骨堂に埋葬・埋蔵・収蔵・改葬したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施設名	
使用施設	
使用場所	
使用者名	
埋葬・埋蔵・収蔵・改葬に係る死亡者名	
改葬場所	
添付書類	

(注意) 埋葬・埋蔵・収蔵・改葬のうち、該当するものを○印で囲んでください。

(A4)

第14号様式(第20条第1項)

墓地霊堂内行為許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

次の行為をしたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

施 設 名	
行 為 の 内 容	
使 用 の 範 囲 又 は 面 積	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他必要な事項	

(A4)

第14号様式(第20条第1項)

墓地納骨堂内行為許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

次の行為をしたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

施 設 名	
行 為 の 内 容	
使 用 の 範 囲 又 は 面 積	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他必要な事項	

(A4)

第15号様式(第20条第1項)

墓地霊堂内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

次のとおり墓地霊堂内行為許可事項の変更をしたいので、関係書類を添付して申請します。

施 設 名	
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	年 月 日
	横浜市 指令第 号
既に受けた許可 行為の内容	
変更する事項	
変更の理由	
その他必要な事項	

(A4)

第15号様式(第20条第1項)

墓地納骨堂内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()
〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

次のとおり墓地納骨堂内行為許可事項の変更をしたいので、関係書類を添付して申請します。

施 設 名	
既に受けた許可の 年月日及び指令番号	年 月 日
	横浜市 指令第 号
既に受けた許可 行為の内容	
変更する事項	
変更の理由	
その他必要な事項	

(A4)

第16号様式(第22条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

メモリアルグリーンの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) メモリアルグリーンの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第16号様式(第22条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

次の墓地又は納骨堂の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

(施設名) _____

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)